

亀山市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第36号

亀山市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

亀山市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成19年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
---------	----------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。